

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、「公益通報者保護法（平成16年法律第122号）」に基づき、学校法人東京電機大学及び設置各校（以下「本学」という。）に勤務する教職員等又は設置各校に在籍する学生等からの組織的又は個人的な法令違反等の不正行為に関する通報及び相談の適正な処理の仕組みに関し必要事項を定めることにより、本学における不正行為の早期発見と是正を図るとともに、通報者又は相談者を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 教職員等

本学専任教職員、本学と雇用関係にある教職員、研究員及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」第2条第2号に定めのある派遣労働者、業務委託契約等により本学の業務に従事している者等

(2) 学生等

本学学生、生徒、研究生及び科目等履修生

(3) 公益等通報

現に在籍の教職員等又は学生等による法令違反等の不正行為が生じ、又は生じようとしている旨を通報すること（ただし不正の利益を得る目的、本学並びに第三者に損害を加える目的、その他不正の目的での通報を除く）

(4) 通報者

前号の公益等通報を行った者

(5) 被通報者

法令違反等の不正行為を行っている又は行おうとしていると第4号により通報された者

(他規程との関係)

第3条 法令違反等の事実が、次の各号に定める本法人の諸規程に抵触する場合には、その規程に則り対応するものとする。

(1) 学校法人東京電機大学ハラスメントの防止等に関する規程

(2) 学校法人東京電機大学個人情報保護に関する規程

(3) 東京電機大学利益相反マネジメント規程

(4) 東京電機大学科学研究活動の不正行為防止に関する規程

第2章 通 報

(通報窓口)

第4条 通報者からの通報又は相談（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口は経営企画室とする。ただし、本学の学生等にあつては、学生等の窓口業務を分掌する部署等を通じて経営企画室に通報等を行うことができる。

- 2 通報窓口（担当者）でないにもかかわらず、通報者から誤って通報等を受けた教職員等は、当該通報者に対し、前項の窓口に通報等すべき旨を教示しなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、第3条各号に定める規程に抵触する事案を第1項の窓口で通報等を受けたときは、第3条各号の規程に定められている窓口に通報等すべき旨を教示しなければならない。

(通報)

第5条 本学の教職員等及び学生等は、法令違反等の事実が生じ、又は生ずるおそれがあると判断した場合は、経営企画室又は学生等の窓口業務を分掌する部署等に通報するように努めなければならない。

- 2 通報者は、不正の利益を得る目的、本学及び第三者に損害を加える目的、その他不正の目的等の通報等、誠実性を欠く通報等を行ってはならない。

(通報の方法)

第6条 窓口への通報等は、氏名及び所属等を記入の上、信書（書面）、電子メール、電話、FAX又は面談とする。

- 2 前項にかかわらず匿名による通報も受け付けるものとする。

(通報への対応)

第7条 経営企画室長は、通報を受けたとき、通報者に対し速やかに通報を受け付けた旨を通知しなければならない。

- 2 経営企画室長は、受け付けた通報に係る事実関係を調査するか否かについて、第8条に定める公益等通報調査委員会委員長と協議し、調査するか否かを判断する。
- 3 前項により調査の必要があると判断した場合は、公益等通報調査委員会を開催しなければならない。また調査の必要がないと判断した場合は、経営企画室長は、通報者にその旨の理由を付して通知する。
- 4 経営企画室長は、通報を受けたとき又は第1項の通知を行うとき、通報者に対し証拠等の提出を求めることができる。

第3章 調査等

(公益等通報調査委員会)

第8条 公益等通報を調査するため、公益等通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は理事長が委嘱する次の委員で構成し、委員長は第1号の委員が務める。
 - (1) 常勤理事 1 名
 - (2) 総務部長

- (3) 経営企画室長
- (4) 学長室長
- (5) その他理事長が指名する者 若干名

3 前項第5号の委員は、調査事案の内容等により、その都度委嘱するものとする。

(調査委員会の任務)

第9条 調査委員会は、通報者からの通報に係る事実関係を調査するか否か検討を行い、その検討の結果、調査の必要がないと判断したとき、調査委員会委員長は、通報者にその旨の理由を付して通知する。

- 2 前項の検討の結果、調査の必要があると判断したときは、調査開始の旨を通報者に通知するとともに、通報についての事実確認及び事実調査（是正措置の必要性の検討を含む）を行い、その結果を理事長並びに当該事実の関係する学校の長に報告するものとする。
- 3 調査委員会は、必要により通報事項の関係者に対し出席を求め、事情を聴取することができる。出席・事情聴取の要請を受けた者は事情聴取に応じ、また、意見の陳述・弁明をすることができる。
- 4 調査委員会は、必要により通報の事項について学外の専門家の意見を求めることができる。

(調査結果への対応)

第10条 理事長は、第9条第2項の報告を受け速やかに是正措置、再発防止策その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置とあわせ、必要に応じて、学内規程に基づき制裁処分等を行うことがある。
- 3 第5条第2項による通報を行った者に対し、前項に準じて処分等を行うことがある。
- 4 前3項の対応について、必要に応じて、監事、内部監査員、関係行政機関へ報告しなければならない。

(通報者・被通報者への通知)

第11条 調査委員会委員長は、通報者に対し、調査結果及び第10条に基づく対応策の実施について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知するものとする。

- 2 調査委員会委員長は、被通報者に対し、調査結果及び第10条に基づく対応策の実施について、通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知するものとする。ただし、第9条第3項に定める事情聴取等を実施せず、かつ、法令違反等なき場合はこの限りではない。

(異議の申立て)

第12条 第9条第1項並びに第11条の通知に不服あるときは、通報者若しくは被通報者は、通知を受けた日から2週間以内に調査委員会委員長に対し、異議を申立てることができる。

- 2 異議申立てがあったとき、調査委員会委員長は、あらためて調査委員会において、通報者若しくは被通報者の意見を徴したうえで、申立て内容をあらためて審議し、その結

果を理事長並びに当該事実の関係する学校の長に報告する。

- 3 調査委員会委員長は、前項の調査委員会の審議結果を、通報者及び被通報者に通知する。
- 4 第1項の異議申立てを行った者は、第3項の審議結果に対し、再度異議申立てを行うことはできない。

(調査委員会の事務)

第13条 委員会の事務は、経営企画室・総務部（総務担当）が行う。

- 2 前項の部署のほか、調査委員会委員長は必要に応じて、他の部署も事務局に追加することができる。

(通報者の保護)

第14条 通報者は、公益等通報を行ったことを理由として、一切の不利益な取扱いを受けない。また、教職員等は、公益等通報を行ったことを理由として、通報者に対しての一切の不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 経営企画室長は、通報者が公益等通報を理由として、一切の不利益な取扱いを被ることがないように必要な措置を講ずるとともに、通報者の職場環境又は修学環境の保全に努めなければならない。
- 3 経営企画室長は、通報者に対する不利益な取扱いを確認した場合には、直ちに不利益な取扱いを是正するとともに、理事長に報告を行い、不利益な取扱いを行った者に対する必要な措置を行う。
- 4 前項の是正、措置は、必要に応じて、理事長が行う。

第4章 義務、禁止事項その他

(調査協力義務)

第15条 調査に関係する本学の教職員等及び学生等（以下「被調査者」という。）は、調査委員会委員長から協力を求められた場合、調査に協力しなければならない。

- 2 被調査者は、調査にあたって事実の隠匿若しくは歪曲又は虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。

(守秘義務)

第16条 調査委員会委員、窓口担当者、調査担当者、被調査者、その他通報に関与した全ての者（通報者は除く）は、通報者情報、通報内容、調査結果その他通報内容に関する情報を第三者に開示してはならない。ただし、次の各号により開示する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づき開示する場合
 - (2) 調査又は対策を実施するため、やむを得ず通報に関する情報を開示する必要があると調査委員会委員長が判断した場合
- 2 前項に基づき通報者情報等を開示する場合は、通報者に対して予め通知しなければならない。

(通報者の守秘義務)

第17条 通報者は通報の内容を第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

(1) 法令に基づき開示する場合

(2) 調査の必要性を判断するに足る通報がなされた後、20日を経過しても、調査委員会から通報に基づく調査を行う旨の通知がない場合、又は調査委員会が正当な理由なく調査に着手しない場合

2 通報者は、調査結果、対応策、その他窓口担当者から得た情報を第三者に開示してはならない。

(通知義務の省略等)

第18条 通報が匿名の場合は、この規程に基づく通知義務は免れるほか、保護の対象外とする。

(通報妨害・調査妨害の禁止)

第19条 教職員等及び学生等は次の各号に定めることを行ってはならない。

(1) 通報内容に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、その他調査の妨げとなる行為

(2) 経営企画室又は学生相談室を含む学生厚生担当部署、生活指導部に通報しようとすることを妨げる行為

(関連当事者の関与の禁止)

第20条 被通報者が、経営企画室長、調査委員会委員、調査担当者等である場合、委員等の職務、調査業務等、当該通報事案への対応に全て関与することができない。

付 則

本規程は、平成22年3月23日に制定し、平成22年10月1日から施行する。